

軽井沢町議会予算決算常任委員会実施要綱

- 1 名 称 軽井沢町議会予算決算常任委員会
- 2 委員の定数 議長を除く全議員
- 3 審査期間 3月定例月の当初予算は原則として3日間
9月定例月の決算は原則として4日間
補正予算は原則として1日で行う。
- 4 審査対象 一般会計・特別会計・企業会計の予算、決算及び企業会計の利益の処分に関する議案
- 5 審査日程 基本的には、一般会計・特別会計・企業会計の順に行う。ただし、一般会計・特別会計・企業会計を同一の課で所管している課の場合は、一般会計の後に特別会計及び企業会計の審査を行う。
- 6 審査方法
当初予算 一般会計は、歳出の款ごとに行い、各課長から所管に関する歳入歳出予算について内容説明を受けた後に審査（質疑）を行う。
なお、同一款内に複数の課がある場合は、課ごとに説明を行いその後予算書の事業別予算ごとに審査を行う。
審査（質疑）は、一問一答で行う。
特別会計・企業会計は、一括説明、一括質疑で行う。
討論・採決は、最終日の総括質疑後に行う。
補正予算 委員会での内容説明は省略し、審査を行う。
一般会計は、目ごとに、一問一答で行う。
特別会計・企業会計は、一括説明、一括質疑で行う。
決算認定 始めに、総括説明及び普通会計の概要の説明を受け、その後一般会計から課ごとに決算書及び決算に関する説明書等を基に、担当課長から内容を要約して説明を受けた後に審査（質疑）を行う。
審査（質疑）は、一般会計については、一問一答とし、特別会計及び企業会計は、一括質疑で行う。
討論・採決は、最終日の総括質疑後に行う。
- 7 説明員 町長以下あらかじめ報告のあった係長職以上とする。

- 8 討論・採決 一般会計から各会計ごとに討論及び採決を行う。
- 9 委員長報告 委員長報告は、定例月の最終日に行う。なお、委員長報告に対する質疑は、省略し、討論・採決を行う。
- 10 その他 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則（平成29年3月24日告示第2号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
（軽井沢町議会委員会の運営に関する要綱の一部改正）
- 2 軽井沢町議会委員会の運営に関する要綱（平成25年輕井沢町議会告示第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第4号を削る。
（軽井沢議会予算常任委員会実施要綱の廃止）
- 3 軽井沢議会予算常任委員会実施要綱（平成25年輕井沢町議会告示第4号）は廃止する。
（軽井沢議会決算特別委員会設置要綱の廃止）
- 4 軽井沢議会決算特別委員会設置要綱（平成25年輕井沢町議会告示第5号）は廃止する。